

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年6月21日受付分)

特定非営利活動法人
レムリアな村づくり

縦覧期間

令和6年6月21日(金)から
令和6年7月5日(金)まで

特定非営利活動法人レムリアな村づくり定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人レムリアな村づくりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市網干区和久 344 番地 1 ロワイヤル網干駅前 701 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本社会に生きづらさを感じている人々のために、ひとりひとりが能動的に、自己肯定感を持って活動できる自由な「居場所づくり」に取り組む。様々な年代の人々が集まり、協働していく「村社会」のような、多様性を持つコミュニティの形成を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子どもの健全育成を図る活動
- (13) 情報化社会の発展を図る活動
- (14) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 休耕地等を活用した自然栽培による米づくり、野菜づくり及び販売
- (2) 弁当、惣菜等調理食品の製造並びに販売、移動販売及び宅配

- (3) 定住促進とコミュニティの確立を図るための空き家再生事業
- (4) 再生空き家を活用した旅館業法に基づく宿泊事業
- (5) 再生空き家を活用したシェアハウス等不動産賃貸事業
- (6) 講座、ワークショップ開催等による食育、心理教育事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (8) フリースクール、子ども食堂等の開設による「0円」居場所づくり
- (9) 子ども社長起業塾運営事業
- (10) 同種団体との横連携を生むための各種イベントの企画立案、制作、実施
- (11) 植物由来の繊維を使用した衣服のデザイン、染物、裁縫、販売
- (12) 代理店業による、オーガニック商材の取り扱い
- (13) 地域課題の協働解決を図る作業請負（清掃業、建物保全及び管理サービス業、環境衛生管理業、害虫駆除業、防疫請負事業、園芸サービス業、居宅等における家事援助業務等）
- (14) キャンプ場等の運営、管理及び経営
- (15) 水源保護活動

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 村人 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人及び団体
- (3) 応援し隊 この法人の目的に賛同し、資金面以外で賛助する意思を持つ個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員になるためには、理事会の同意を得なければならない。理事会は、相当な理由がない限り、入会の申し出を拒むことはできない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員の総数 3 分の 2 以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 法令、定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 9 人以下

(2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当

該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 49 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによつて、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 入会金及び会費の額

- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

（顧問）

第 40 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあつた者のうちから、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

第 7 章 資産及び会計等

（資産の構成）

第 41 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第 42 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従つて行うものとする。

（事業年度）

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	山根 彩
理 事	永嶺 裕子
理 事	山岸 優子
監事	染川 直子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 個人 団体

① 入会金 10000円 20000円

② 年会費	6000円	12000円
(2) 村人		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	6000円	12000円
(3) 応援し隊		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円

役員名簿

特定非営利活動法人レムリアな村づくり

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	やまね あや		有
	山根 彩		
理事	ながみね ゆうこ		無
	永嶺 裕子		
理事	やまぎし ゆうこ		無
	山岸 優子		
監事	そめかわ なおこ		無
	染川 直子		

設立趣旨書

1 趣 旨

昨今、日本では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、内閣官房を初めとした行政機関による予防施策が推進されています。

自殺対策、生活困窮者支援、児童虐待防止策、DV被害対策など、個々の分野のセーフティネットを国がどれだけ整備しても、個人の心のあり方は、カバーしきれないほど多様です。

当団体の目的は、競争に疲れ、正しさに悩み、この社会に生きづらさを感じている人々のために、行政や他団体との連携の下、活動地域の特徴を活かした「居場所づくり」をすることです。

「毎日の生活の中で、『生き生き』として生きている人は、いったい、どれだけいるのだろうか？」

そんな疑問を抱くほど、この国に暮らす誰しもが、「ただ生活をこなしている、やるべきことや必要に迫られ、日々の時間をやり過ごしている」という状態にならざるを得ない、窮屈な世間の風潮があります。

また、自分らしくあろうとすることで、既存のルールとぶつかってしまい、結果的に疎外感を覚え、無力感に囚われてしまう。そうしたケースも少なくありません。

ひとりひとりが能動的に、自己肯定感を持って生きるためには、それを優しく受け容れてくれる、別の居場所（＝コミュニティ）が必要です。

そして、そうしたコミュニティは、多種多様で多数あれば良い。分野についても横断的に、「つながり」を重視すべきであると、当団体は考えています。

コミュニティ同士が連携し、長所で短所を補い合えば、心に孤独を抱えた人も、それらの「どこか」には収まれる、包摂的な集団になれます。

孤独について考える上で、現代日本社会における「サービスの世代間断絶」も、看過できない課題です。

核家族化の影響もあり、子育て世帯向け施策、高齢者向け施策のように、カテゴライズされたサービスはあっても、包摂的な「つながり」を目指した行政の動きは見られません。

子どもが子どもだけのコミュニティ（＝学校）に馴染めないから孤立するように、新たにつくるコミュニティもまた、同年代の人間だけで構成されたものであっては、多様性は

備わりません。

住みたい人が主体的に集まり、協働していく「村社会」のように、若いも若きも様々な世代を包み込む形こそ理想です。

当団体のコミュニティでは、事業において「衣食住」の要素を自前で調えます。植物由来の繊維の服や、自然栽培の農作物。地域の空き屋を改修し、宿泊施設とすることで、訪れた人が心も体も健康になれる場所を目指します。

なお、当団体の名称に含まれる「レムリア」とは、そうした理想を体現し、愛と平和の社会を築いた想像上の大陸と、そこに暮らす人々を指す言葉です（当団体は、いかなる宗教団体とも関係せず、主として宗教的活動、布教を行うものではありません）。

当団体は、このレムリアのイメージの下、すべての人が「自分らしく、より良く生きられる」、「みんなにとって優しい社会」の実現を図っていきます。

設立当初の拠点には、兵庫県姫路市の北部に位置する夢前町を選択しました。地域住民の皆さまとともに、冷たく澄んだ地下水の湧く、「水源」を守る活動を行い、人と自然が共生できる環境づくりに取り組みます。

是非、一人でも多くの方の共感を得て、オンライン、オフラインでのつながりを合わせた「レムリアな村づくり」を行うことで、ゆくは全国に活動の輪を広げていきたいと考えています。当団体の活動が営利目的でなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠という点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。ご理解と幅広いご支援を、どうかお願いいたします。

2 申請に至るまでの経過

当団体の前身は、同名の任意団体です。2020年より3年間、オンラインサロンで募った仲間たちと、仲間づくりや居場所づくりに取り組んできました。

具体的には、自己啓発活動やイベント開催（こども食堂、マルシェ、音楽活動など）、自然栽培の畑の運営などに着手しましたが、より組織的な活動を行い、活動地域の住民の皆さまの信頼と協力を得るためにも、法人化を決定しました。

3 取り組みたい事業内容

① 休田の復旧事業

休田中で管理に困っている田んぼを、地域の方々と協力して自然栽培法で復旧させます。

② 自然栽培の畑運営事業

現在栽培中の畑に加えて、実施できる場所をお借りして野菜作りを拡大します。

③ ①、②で育てた米と野菜でお弁当事業

米や野菜が育つまでの間は、当法人のものを使用するのは難しい為、すでに運営されている農家や飲食店にご協力いただき、店舗を持たない形でお弁当作成、配達を行います。

④ 空き家再生事業

空き家を再生して貸し出しを行ったり、⑤、⑥につなげたりしてすでにあるものを大切にして次世代へ手渡す取り組みを行います。

⑤ 限界集落復興事業

①～④、⑥を運営が厳しくなった限界集落等で行うことで地域おこしを目指します。

⑥ シェアハウス・ゲストハウスの運営

事業の体験、講座受講をしに来た方の宿泊所、移住先を用意することで⑤を目指します。

⑦ 食育、心理教育事業

講座、ワークショップを定期的に行います。

⑧ ①、②、③、④、⑥を含めた療養施設運営事業

「ここへ来たら心身共に健やかになった」と言っていたりするような、身体と心にアプローチするプログラムを作成し、療養所をつくります

⑨ 就労継続支援事業

自然栽培を行っている農園の下請け業務をはじめ、自事業をB型就労継続支援で運営し、障がいの有無に関わらず、自分らしくより良く働ける職場づくりを目指します。

⑩ 「0円」居場所づくり事業

フリースクール、子ども食堂、ぐるり常設、シェルターなど。「0円」で利用できる仕組みづくりを行い、老若男女、様々な境界を越えて沢山の方に訪れていただけるような場所づくりを行います。

⑪ 子ども社長起業塾

自分が行きたい学校、将来働きたい会社を自分たちの手でアイデアを出し合い創造していきます。

⑫ イベント活動

同じように活動している仲間同士でイベントを実施。横のつながりを強化して沢山のムーブメント、社会現象を起こしたいと考えています。

⑬ 洋裁、販売

植物由来の繊維を使用した衣服のデザイン、染物、裁縫、販売を行い、肌に触れるものにもこだわっていきます。

⑭ オーガニック認知度の向上

代理店業による、オーガニック商材の取り扱いを行い、安心安全のものをより多くの方

に提供する機会を設けます。その結果オーガニックを選択し、健やかな方が増加するよう尽力します。

⑮ 地域課題の協働解決を図る作業請負

当団体の活動拠点の近隣において、地域の方々が人手不足やその他の事情で着手できずに困っている作業について請け負います。

令和6年3月22日

特定非営利活動法人レムリアな村づくり

設立代表者

氏名 山根 彩

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人レムリアな村づくり

1. 基本方針

初年度に当たる令和6年度においては、兵庫県姫路市内で当団体の活動拠点となる田畑、調理施設、改修空き屋、フリースクール及び子ども食堂の候補地を調査し、水源を管理する小畑自治会と今後の保護活動に関する調整（植樹計画策定含む）を行います。活動拠点が確保できれば、自然栽培による米づくり、野菜づくり、弁当、惣菜等調理食品の製造並びに販売に着手。この際、休耕地や近隣の環境整備に必要な範囲で草刈り等の作業を請け負います。空き屋改修や子ども食堂運営に必要な費用と人員の確保に努め、その中で地域の抱える課題についてヒアリングします。なお、これらの事業は過疎高齢化地域における「地域おこし」の意味合いを持つため、近隣住民が参加可能な形で実施します。並行し、講座、ワークショップ開催等による食育、心理教育及び、同種団体との横連携を生むための各種イベントの開催について、当法人の活動周知も兼ねて、同市内で開催場所や連携団体が見つかり次第、実施します。同時に、食育講座において受講者の需要を満たすため、オーガニック商材の取り扱いも開始します。

【令和6年度事業に該当する定款記載の事業】

- ① 休耕地等を活用した自然栽培による米づくり、野菜づくり及び販売
- ② 弁当、惣菜等調理食品の製造並びに販売、移動販売及び宅配
- ③ 定住促進とコミュニティの確立を図るのための空き家再生事業
- ④ 講座、ワークショップ開催等による食育、心理教育
- ⑤ フリースクール、子ども食堂等の開設による「0円」居場所づくり
- ⑥ 同種団体との横連携を生むための各種イベントの企画立案、制作、開催
- ⑦ 植物由来の繊維を使用した衣服のデザイン、染物、裁縫、販売
- ⑧ 代理店業による、オーガニック商材の取り扱い
- ⑨ 地域課題の協働解決を図る作業請負
- ⑩ 水源保護活動

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 休耕地等を活用した自然栽培による米づくり、野菜づくり及び販売	田畑候補地調査。所有者と交渉の後、借地契約締結	上半期中	姫路市内	休耕地所有者・自治会 (1~10人)	0
	近隣住民参加による草刈等整備、自然栽培の実施	通年	同上	同上	30
	収穫物の販売	下半期中	同上	同上	10
(2) 弁当、惣菜等調理食品の製造並びに販売、移動販売及び宅配	調理施設候補地を調査。所有者と交渉の後、間借り契約締結	通年	同上	調理施設所有者 (1~5人)	0
	弁当、惣菜調理販売	通年	同上	0人	50

(3) 定住促進とコミュニティの確立を図るための空き家再生事業	改修空き屋候補地を調査。所有者と交渉の後、間借り契約締結	通年	姫路市内	対象空き屋所有者・自治会(1~10人)	0
	近隣住民参加による空き屋改修作業	通年	同上	同上	0
(4) 講座、ワークショップ開催等による食育、心理教育	食育教育講座開催	通年	市内福祉施設等	講座参加者(数十人)	0
	心理教育講座開催	通年	同上	同上	0
(5) フリースクール、子ども食堂等の開設による「0円」居場所づくり	子ども食堂候補地の調査。運営計画策定に係る姫路市コミュニティ食堂ネットワーク会への協力依頼	通年	同上	0人	0
(6) 同種団体との横連携を生むための各種イベントの企画立案、制作、開催	連携先団体の調査・協力依頼	通年	姫路市近傍	0人	0
	イベント共同開催	通年	同上	イベント参加者(数十人)	10
(7) 植物由来の繊維を使用した衣服のデザイン、染物、裁縫、販売	資機材準備、販売ルート開拓	通年	姫路市内	0人	0
(8) 代理店業による、オーガニック商材の取り扱い	オーガニック商材の紹介、販売	通年	同上	講座参加者(数十人)	30
(9) 地域課題の協働解決を図る作業請負	近隣住民へのヒアリング	通年	姫路市夢前町	近隣住民等(20人)	0
(10) 水源保護活動	小畑自治会との調整	上半期中	姫路市夢前町	小畑自治会住民(10人)	0
	保護計画の策定・植樹等	下半期中	同上	同上	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 4月
- ②理事会 年2回

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人レムリアな村づくり

1. 基本方針

休耕地等を活用した自然栽培による米づくり、野菜づくり、子ども食堂の運営、講座、ワークショップ開催等による食育、心理教育、同種団体との横連携を生むための各種イベントの開催、オーガニック商材の取り扱い及び水源保護活動については前年度から継続し、事業拡大を目指します。前年度ヒアリングした内容から、地域の抱える課題について、清掃等の軽作業の請負を開始。地域課題地域住民とともに地域の空き屋を再生することで、当団体の活動拠点とし、旅館業法に基づく宿泊事業、シェアハウス等不動産賃貸事業に活用する他、フリースクールの運営を子どもたちの自主性に委ねる「子ども社長起業塾」の実施場所とします。また、小畑自治会と協議の上、自治会所有の土地を活用した水源保護のための植樹やキャンプ場の運営に着手します。障害福祉サービス事業においては、就労継続支援B型事業所の開業を目指します。障害福祉サービス事業開始に係る諸手続を行う他、サービス利用者とともに、植物由来の繊維を使用した衣服の製造や弁当、総菜等の調理を行い、新たな雇用に繋がります。

【定款記載の該当事業】

- ① 休耕地等を活用した自然栽培による米づくり、野菜づくり及び販売
- ② 弁当、惣菜等調理食品の製造並びに販売、移動販売及び宅配
- ③ 定住促進とコミュニティの確立を図るのための空き家再生事業
- ④ 再生空き家を活用した旅館業法に基づく宿泊事業
- ⑤ 再生空き家を活用したシェアハウス等不動産賃貸事業
- ⑥ 講座、ワークショップ開催等による食育、心理教育
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑧ フリースクール、子ども食堂等の開設による「0円」居場所づくり事業
- ⑨ 子ども社長起業塾運営事業
- ⑩ 同種団体との横連携を生むための各種イベントの企画立案、制作、開催
- ⑪ 植物由来の繊維を使用した衣服のデザイン、染物、裁縫、販売
- ⑫ 代理店業による、オーガニック商材の取り扱い
- ⑬ 地域課題の協働解決を図る作業請負
- ⑭ キャンプ場等の運営、管理及び経営
- ⑮ 水源保護活動

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 休耕地等を活用した自然栽培による米づくり、野菜づくり及び販売	近隣住民参加による草刈等整備、自然栽培の実施	通年	姫路市内	休耕地所有者・自治会 (1~10人)	30
	収穫物の販売	通年	同上	同上	50

(2) 弁当、惣菜等調理食品の製造並びに販売、移動販売及び宅配	就労継続支援B型事業所サービス利用者とともにを行う弁当、惣菜調理販売、移動販売及び宅配	通年	同上	調理施設所有者・障害福祉サービス利用者 (1~20人)	100
(3) 講座、ワークショップ開催等による食育、心理教育	食育教育講座開催	通年	市内福祉施設等	講座参加者 (数十人)	0
	心理教育講座開催	通年	同上	同上	0
(4) 定住促進とコミュニティの確立を図るための空き家再生事業	近隣住民参加による空き屋改修作業	通年	姫路市内	対象空き屋所有者・自治会 (1~10人)	0
(5) 再生空き家を活用した旅館業法に基づく宿泊事業	宿泊事業開始に伴う諸手続(許可申請事務等)	通年	同上	同上	0
(6) 再生空き家を活用したシェアハウス等不動産賃貸事業	不動産賃貸事業開始に伴う諸手続(許可申請事務等)	通年	同上	同上	0
(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業開始に係る諸手続	通年	同上	0	0
	サービス利用者募集に係る事務	通年	同上	障害福祉サービス利用者 (1~20人)	0
(8) フリースクール、子ども食堂等の開設による「0円」居場所づくり事業	フリースクール、子ども食堂開設準備	通年	同上	近隣の親子世帯 (1~10人)	0
(9) 子ども社長起業塾運営事業	事業計画設計	通年	同上	同上	0

(10) 同種団体との横連携を生むための各種イベントの企画立案、制作、開催	イベント共同開催	通年	姫路市近傍	イベント参加者 (数十人)	10
(11) 植物由来の繊維を使用した衣服のデザイン、染物、裁縫、販売	就労継続支援B型事業所サービス利用者とともに 行う衣服のデザイン、染物、裁縫、販売	通年	姫路市内	サービス利用者 (1~20人)	10
(12) 代理店業による、オーガニック商材の取り扱い	オーガニック商材の紹介、販売	通年	同上	講座参加者 (数十人)	100
(13) 地域課題の協働解決を図る作業請負	軽作業請負	通年	同上	近隣住民等 (数十人)	100
(14) キャンプ場等の運営、管理及び経営	小畑自治会との調整	上半期中	姫路市夢前町	小畑自治会住民 (10人)	0
	運営計画の策定	下半期中	同上	同上	0
(15) 水源保護活動	水質調査実施	通年	同上	同上	0
	植樹実施	通年	同上	同上	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 4月
- ② 理事会 年2回

令和6年度活動予算書
 成立の日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
村人(会員)受取会費	60,000	160,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	200,000	200,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	200,000		
受取民間助成金	0	200,000	
4. 事業収益			
自然栽培による米づくり、野菜づくり及び販売事業収益	40,000		
弁当、総菜調理販売事業収益	50,000		
イベント共同開催事業収益	10,000		
オーガニック商材の紹介、販売事業収益	30,000	130,000	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			690,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	15,000		
代理店手数料	3,000		
印刷費	10,000		
通信費	60,000		
田畑賃借料	0		
空き屋賃借料	0		
保険料	0		
会場費	10,000		
その他経費計	98,000		
事業費計		98,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	5,000		
保険料	0		
租税公課	0		
その他経費計	5,000		
管理費計		5,000	
経常費用計			103,000
当期正味財産増減額			587,000
設立時正味財産額			0

次期繰越正味財産額

587,000

令和7年度活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
村人(会員)受取会費	60,000	160,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	600,000	
受取民間助成金	750,000	1,350,000
4. 事業収益		
自然栽培による米づくり、野菜づくり及び販売事業収益	80,000	
弁当、総菜調理販売事業収益	100,000	
イベント共同開催事業収益	10,000	
衣服販売事業収益	10,000	
オーガニック商材の紹介、販売事業収益	100,000	
地域課題の協働解決を図る作業請負事業収益	100,000	400,000
5. その他収益		
雑収益	0	0
経常収益計		2,010,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
講師謝金	0	
消耗品費	30,000	
代理店手数料	10,000	
印刷費	30,000	
通信費	60,000	
田畑賃借料	0	
空き屋賃借料	0	
保険料	0	
会場費	10,000	
空き屋改装費	1,500,000	
その他経費計	1,640,000	
事業費計		1,640,000
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
光熱水費	5,000	
保険料	0	
租税公課	0	
その他経費計	5,000	
管理費計		5,000

經常費用計		1,645,000
当期正味財産増減額		365,000
前期繰越正味財産額		587,000
次期繰越正味財産額		952,000